○農林水産省経済産業省令第二号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第六十六条第一項、第九十九条第七項、第二百十一条第一項、第二百二十二条及び第二百二十四条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資産の部の区分） **第十四条**　［略］ 2　［略］ 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる資産　流動資産 イ～ヨ　［略］ ［削る］ タ 二・三　［略］ 四　次に掲げる資産　投資その他の資産 イ～ハ　［略］ ニ　繰延税金資産 ［削る］ ［削る］ ホ～チ　［略］ 五　［略］ 4　［略］ （負債の部の区分） **第十五条**　［略］ 2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる負債　流動負債 イ～ト　［略］ ［削る］ チ～ヌ　［略］	（資産の部の区分） **第十四条**　［略］ 2　［略］ 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる資産　流動資産 イ～ヨ　［略］ タ　次に掲げる繰延税金資産 (1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの レ 二・三　［略］ 四　次に掲げる資産　投資その他の資産 イ～ハ　［略］ ニ　次に掲げる繰延税金資産 (1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの ホ～チ　［略］ 五　［略］ 4　［略］ （負債の部の区分） **第十五条**　［略］ 2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる負債　流動負債 イ～ト　［略］ チ　次に掲げる繰延税金負債 (1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの リ～ル　［略］